

電子契約に関するQ&A

	質問内容	回答
1	電子契約利用申込書は案件ごとに提出する必要があるのでしょうか。	案件ごとに提出をお願いします。
2	電子契約利用申込書はどのように提供され、どのように提出するのでしょうか。	【提供方法】 競争入札の公告又は通知時に仕様書等の発注図書と一緒に提供いたします。 【提出方法】 電子入札システム物品は入札の際に添付してください。 電子入札システムCALSの場合は内訳書とともに添付してください。（内訳書の提出が必要ない場合は、電子契約利用申込書のみ添付してください。） 紙入札の場合は、入札書を提出される際に一緒に提出してください。
3	電子契約利用申込書に記載するアドレスは案件ごとに変更が可能でしょうか。	案件ごとに設定が可能です。
4	電子契約利用申込書を未記入・未提出の場合はどうなりますか。	書面での契約書となります。
5	契約作成の担当者のメールアドレスを登録でよいのですか。工事担当者のメールアドレスは登録しないのですか。	電子契約書には、メール受信者の電子署名が記録されます。電子署名は押印と同様の位置付けですので、担当者は事業者様内の押印承認権限を有する方のメールアドレスをご登録ください。
6	当社にはメールアドレスが1つしかありません。電子契約利用承諾書に当社メールアドレスを2箇所（担当者と契約締結権限者）に記載する欄がありますが、同一のメールアドレスを記載してよろしいでしょうか。	契約締結権限者のみ記入してください。
7	電子契約利用申込書のデータはどこで入手できますでしょうか。	競争入札及び見積競争の際などに電子入札サービス上で提供いたします。また、市HPからもダウンロードできます。
8	請書も電子契約の対象となりますか。	請書は、電子契約の対象としていません。
9	工事案件において、保証書等の提出が別途必要になるかと思いますが、電子契約の手続きは先に進めても問題ないのでしょうか。	保証書等の必要な書類をご提出をお願いします。ご提出の確認ができましたら、電子契約書の取り交わしとなります。
10	契約締結にあたり、電子契約の利用件数に上限はございますか。	市から依頼する案件については、上限はありません。
11	電子契約をするにあたり、電子署名用のICカードは必要でしょうか。	不要です。
12	契約書以外に市に提出する書類があるが、それらは今まで通りの対応で問題ないでしょうか。	契約書以外の書類についての対応は変更ありません。
13	電子契約利用同意書に記入するメールアドレスは、あいち電子調達共同システムに登録しているメールアドレスと異なるものでもよいのでしょうか。	異なるメールアドレスであっても特に問題ありません。
14	契約は全て電子契約となるのでしょうか。	電子契約にするか、書面契約にするかはあくまで受注者様のご判断となります。
15	変更契約書についても、電子契約に置き換わるのでしょうか。	当初契約を書面により締結したもので、令和6年10月1日以降に変更を行うものについても電子契約の対象となります。 なお電子契約にするか、書面契約にするかはあくまで受注者様のご判断となります。
16	署名する前に契約内容の間違いに気付いた場合はどういう処理をするのでしょうか。	契約書の内容に問題があり同意できない場合は、画面右上の「その他のメニュー」の「署名を辞退する」ボタンを押し、署名辞退の理由を入力していただくことで、その内容が市の担当者へ電子メールにより伝わります。その後、修正後の内容で再度電子契約の手続きを行うこととなります。
17	企業体の場合において、JV協定書の中で代表者に対し契約手続きの権限を委譲していれば、確認手続きは代表者のみでよいのでしょうか。	共同企業体の場合、代表構成員のみに電子契約利用同意書を作成していただきますが、「確認者」欄には全ての構成員の代表者を記入（設定）していただく必要があります。これにより電子契約書には全ての法人の代表者の電子署名が付与されます。
18	電子契約サービスを利用するにあたり、ソフトウェアのインストールなどの準備は必要ですか。	ブラウザ上で実行されるため、不要です。 推奨環境：Chrome、Safari、Firefox、Microsoft Edge
19	電子契約サービスを利用するにあたり、費用負担はありますか。	受注者様の費用負担はありません。

20	電子契約締結後、契約書はどこからダウンロードすればよいですか。	契約締結時に電子署名完了のメールが送付されますのでダウンロード画面案内からPDFファイルを保存してください。 なお、メールに記載されている契約書のURLの期限（※契約締結後14日間）が切れた場合は、GMOのアカウント登録（無料）を行い、ログイン後、メニューから「締結済み」のページにアクセスして、当該契約書をダウンロードしてください。
21	スマートフォンでも電子契約の締結は可能ですか。	メールの送受信が可能で、推奨環境を満たしたスマートフォンであれば、電子契約の締結は可能です。
22	原本のPDFファイルを複製した場合、契約書として効力はありますか。	原本と同一の電子署名とタイムスタンプを有している複製は、原本と同等の効力を有するものとして扱われます。
23	契約書のPDFファイルを加工編集することは可能ですか。	ファイル名の変更のみ可能です。それ以外の編集を行うと、電子署名が無効となります。
24	ダウンロードした契約書を印刷した場合、署名も含め印刷されますか。	契約書を印刷した場合、電子署名とタイムスタンプは印刷されません。 必要な場合は電子契約締結証明書を印刷してください。
25	契約書のPDFを開こうとすると「電子署名に問題があります」と表示される場合の対処方法がありますか。	Adobe Readerの設定により解消できます。
26	Adobe（アドビ）以外のPDFソフトにて電子契約書を開いた場合、不具合がありますか。	推奨環境は「Adobe Acrobat Reader」の最新版となります。
27	変更契約時に社名変更などの理由でメールアドレスが変わった場合、問題ありませんか。	変更契約は新規契約と同様の取扱いになるため、新たに契約書を締結し直す際に新しいメールアドレスを登録し直すため、問題ありません。
28	「契約締結証明書」とは何ですか。	契約締結証明書とは、いつ誰がどの書類について合意をしたかということが簡単に確認できる証明書です。
29	契約書を紙で印刷した場合、契約書が契約締結済であることを確認する方法はありますか。	契約締結証明書には、当該契約固有の書類IDが記載されています。 印刷した契約書に記載されている書類IDと、契約締結証明書の書類IDを比較することで、当該契約が契約締結済かどうか確認できます。
30	契約締結証明書はどこからダウンロードすればよいですか。	GMOサインのアカウントを作成することで、ダウンロード・印刷することが可能となります。さらに契約書の電子データをアカウント内に保管できます。また、「電子印鑑GMOサイン」のスマホアプリで外出先でも署名・文書確認が可能になります。